

事 務 連 絡
平成24年9月28日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局総務課

医療機能情報提供制度の実施に当たっての留意事項の一部改正について

平素より大変お世話になっております。また、医療行政の推進につきまして、日々御協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

今般、「医療情報の提供のあり方等に関する検討会報告書」（平成24年3月医療情報の提供のあり方等に関する検討会）が取りまとめられたことを受けて、「医療機能情報提供制度実施要領について」（平成19年3月30日付け医政発第0330013号厚生労働省医政局長通知）の一部が改正されたことに伴い、「医療機能情報提供制度の実施に当たっての留意事項について」（平成19年9月25日厚生労働省医政局総務課事務連絡）の添付資料を別添資料のとおり改めましたので、内容を御確認いただき、標記制度の円滑な運用に向けて、引き続き御尽力いただきますようお願いいたします。

（添付資料）

- （1）本編資料【各医療機関別】（省令別表第1に記載された事項等及び留意事項）
- （2）別表1【各医療機関別】（平成19年厚生労働省告示第53号に記載された事項（第11条関係を除く。）等及び留意事項）
- （3）別表2【各医療機関共通（助産所を除く。）】（平成19年厚生労働省告示第53号に記載された事項（第11条関係）等及び留意事項）

<連絡先>

厚生労働省医政局総務課

TEL：03-5253-1111（内線2518、2522）

FAX：03-3501-2048